

日本労働年鑑 第56集 1986年版  
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

2 組織運動

2 「労働戦線統一」の動き

全民労協第三回総会

全民労協は、八四年七月の代表者会議において、第三回総会に向けて、(1)「基本構想」について、(2)連合会組織への発展について、(3)国際自由労連について、(4)シンク・タンクについて、(5)地方組織について、(6)加盟方式について、の六項目を検討事項として討議を進めることを決定、全民労協の機関をはじめ各ナショナルセンターや単産での討議がおこなわれた。

一月一四日開かれた第三回総会では、こうした討論を踏まえて、連合体移行問題については、三役会議の下に「連合組織構想検討委員会」を設置し、連合組織の綱領・規約などの構想や移行時期、既存ナショナルセンターとの関係、労働界全体の統一への展望について、第四回総会までに一定の方向を明らかにするとの方針を決定した。

また、総評のなかで根強い反対がある国際自由労連加盟については、結論を急がず当面は産業別組織単位での加盟を促進することが確認された。既存ナショナルセンターの抵抗が強い地方組織問題では、第二回総会で設置が決められた地方連絡会に若干の改組を加え、従来の「窓口単産」を「連絡会議代表組合」に、「責任組合」を「連絡会幹事組合」に改めることにした。全国民労協(地方民労協全国連絡協議会)については、単産別加盟の原則から「友好連携組織」として、連携をはかっていくこととされた。

総評の「五項目補強見解」の「整理」

総評は、全民労協第三回総会の六項目の検討事項のひとつである「基本構想」について、八月一日全民労協三役会議に「五項目補強見解」(本年鑑八二年版七二ページ参照)をあらためて文書で提出することによって意見を表明していたが、その後、九月二日の幹事会で、五項目補強見解について、(1)全民労協三役会議などでの討議経過およびその後の状況の変化をふまえて総評としての整備をおこなう、(2)全民労協で合意を得られるものについては、連合会組織への移行が具体化するときにまとめられる基本の方針にとり入れるよう求める、との態度を決めた。

全民労協三役会議は、五項目補強見解は第二項の「反自民・全野党との協力、共闘」以外は全民労協の活動のなかで消化されていることを確認、第三回総会でも同様の立場から「基本構想」があらためて確認された。

こうした経過から総評は、一二月一四日開かれた労働戦線統一対策委員会で、五項目補強見解が全民労協の活動のなかにどの程度活かされているかの現状認識と全民労協の連合体移行への

対処方針を「整理」した「五項目補強見解に関する状況」を発表した。この「整理」では、五項目補強見解のうち政党との関係を除く四項目についてはほぼ活かされているとし、他方全労協としての合意形成がむずかしいとの判断の下に、「反自民・全野党との協力、共闘」を事実上棚上げし、「政策・要求で一致する課題について政党との協力」という考えで合意をはかろうとの案が提起された。

これにたいして、一月一八日開かれた第二回拡大評議員会では、日教組、全港湾、全国一般や統一労組懇系の運輸一般などから疑義や批判が出されたが、拡評としてはこれを了承した。

一方、岩井・太田・市川の総評三顧問は、一月一〇日、五項目補強見解のこうした取り扱い、五項目堅持を決めた八一年定期大会決定に反するとの見解を発表、「全労協の現状を追認した上で、五項目を総評自らが棚上げすることであり、実質的放棄だ」と批判した。また、労戦統一については、官公労をふくめた全労協の展望が団体間協議で明確になるまで全労協の連合体移行に反対の立場を貫くことを要求するとともに、労戦統一綱領草案への補強修正を提案した。

## 「連合組織構想検討委員会」の中間報告

全労協第三回総会で決定された「連合組織構想検討委員会」は、全労協の三役組合である八単産(ゼンセン同盟、全金同盟、全日通、電機労連、全機金、鉄鋼労連、自動車総連、商業労連)に、総評側から私鉄総連、同盟側から電力総連の二単産を加えた一〇単産の書記長・事務局長で構成することが一二月一四日の代表者会議で確認された。つづいて一六日に開かれた第一回委員会では委員長に得本輝人自動車総連事務局長を選出するとともに、月二回程度のペースで会合を重ね、八五年五月中に中間報告を、九月中に最終答申を提出することが確認された。

検討委員会は、その後八回の会合を開き、五月二二日、「中間報告」を三役会議に提出した。

### 【連合組織構想検討委員会中間報告(全文)】

- 1 連合組織の性格・位置づけ
  - (1) 連合組織は全労協の活動の強化・発展と位置づける。
  - (2) 活動領域を拡大し、民間部門のナショナルセンターとしての機能・役割をできる限り網羅する。
  - (3) 民間労働者の強化・拡大に努めるとともに、官公労働組合との相互理解と信頼を深め、労働界全休の統一の実現をめざす。
- 2 基本構想に基づく綱領・憲章(基本構想)

基本構想の原則を堅持し、全労協の活動の実績などを踏まえ、連合組織への移行の必要性を追加する。

  - (1) 基本構想の「運動の基調(理念)」を新組織の綱領・憲章にひきつぐ。
  - (2) 基本構想の「情勢の基本認識」「統一の必要性と目的」については、全労協の活動の実績などの視点から見直してみると同時に、連合組織への移行の必要性を追加する。
- 3 連合組織の機能と役割
  - (1) 民主主義を擁護し、自由、平等、平和、公正な社会をつくるため、国民的、市民的な課題にも取り組み、社会的責任と役割を果たす。
  - (2) 労働者の諸権利を確立し、自由にして民主的な労働運動を強化・拡大する。
  - (3) 労働戦線の統一をすすめる、未組織労働者の組織化、加盟組織の拡大と充実強化を図る。あわせて加盟組織相互間の協力を推進し、必要に応じて調整を図る。
  - (4) 賃金、労働時間など基本的な労働条件の維持向上のため、加盟組織の共通する課題について、政策・方針の作成・決定とその実現のための運動を進める。
  - (5) 労働者の総合生活を改善するため、経済政策、雇用、社会保障、税制、物価など、国民生活に関連の深い諸課題の政策立案と合意形成、それに伴う立法化に向けての運動を進める。
  - (6) 技術革新、高齢化社会の進展に伴う社会、産業構造の変化を展望し、対策を図るとともに雇用・環境改善、労働に関する教育をはじめとする諸活動を進める。
  - (7) 労働者の福祉、教育、文化向上のための政策を推進し関係団体と協力し、その発展啓

発に寄与する。

(8) 政治的・経済的に国際的相互依存が高まっていることに対し、世界平和と公正な国際経済社会の新秩序をめざして、自由にして民主的な国際労働運動に積極的に参加し、役割と責任を果たす。

#### 4 規約(運営要綱)

綱領・憲章の姿が明確になった時点で規約案を作成する。

#### 5 運動方針

連合組織の運動は「連合組織の機能と役割」にもとづき、その領域を拡大する。

#### 6 財政

連合組織の運動に見合った財政基盤を確立する。

#### 7 国際自由労連との関係

国際労働運動のなかで日本が責任と役割を果たしていくために、連合組織は国際自由労連に一括加盟する。

#### 8 組織機構に関する問題

##### (1) 加盟単位

原則として産業別労働組合とする。

##### (2) 運営

(1) 大会をはじめ必要な機関を設け、加盟組織の自主性尊重、相互信頼を基盤とし、民主的運営を行う。

(3) 必要に応じ部門連絡会を置く。

##### (3) 地域組織

連合組織の活動を地方で展開していくため、地域組織を都道府県単位に設置する。

#### 9 シンクタンク

政策・制度要求や提言の内容などを充実していくために労働組合としての主体的立場を明確にしたシンクタンク(例えば経済研究所)を設立する。

#### 10 連合組織への移行の進め方

連合組織への移行の進め方については、ナショナルセンターとの関係が重要なので全民労協三役会議が調整する。

〈付記〉

中間報告書に伴う見解

##### 1 専従者の身分保障

統一に伴う既存のナショナルセンターや、それに関連する地域組織などで活動に従事している専従者の身分保障については、不安が生じないように十分配慮する必要がある。

##### 2 国際自由労連との関係

国際自由労連加盟については、全民労協第三回総会の活動方針で確認した「当面は産業別単位での加盟を促進する」ことで進める。

全民労協三役会議は、五月二十九日、つぎの点を字句修正したうえで、これを正式承認した。(1)「連合組織の性格、位置づけ」の第二項「民間部門のナショナルセンター」を「民間部門の全国的中央組織」に、(2)「連合組織の機能と役割」の第一項「自由、平等、平和、公正な社会」の「平和」と「公正」の順を入れ替える、(3)「連合組織の移行の進め方」の「ナショナルセンターの関係」の頭に「既存の」を挿入。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始